

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2197号)

令和元年10月29日

横 情 審 答 申 第 2197 号

令 和 元 年 10 月 29 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 靜 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成29年11月15日瀬生支第1342号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成29年8月15日瀬生支第789号によるケースファイル」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「ケースファイル」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、医療要否意見書及び給付要否意見書の嘱託医の印影、医療要否意見書及び給付要否意見書を記載した医師の氏名及び印影、白あり被害の調査報告書並びに別表1及び別表2に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「瀬谷区生活支援課」「そこで保管されている全て。」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成29年8月15日付で行った「ケースファイル」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。平成30年3月横浜市条例第8号による改正前のもの。以下「条例」という。）第22条第3号、第4号、第5号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第22条第3号の該当性について

ア 世帯台帳のうち民生委員の電話番号、扶養義務者の氏名、続柄、住所、緊急連絡先、ケース診断会議録のうち決裁供覧欄の横浜市職員（嘱託員を除く。）以外の氏名及び印影、面接記録票のうち扶養義務者の状況欄に記載されている扶養義務者の氏名、続柄、年齢、住所、職業及び親族関係に係る記載、ケース記録のうち対応者名、対応者を特定することになる記載、白あり被害の調査報告書のうち調査人の氏名及び肩書、生活保護法第29条に基づく調査に対する回答（以下「29条調査に対する回答」という。）のうち審査請求人以外の氏名・調査結果、担当者個人名、年金調査結果表のうち横浜市職員（嘱託員を除く。）以外の氏名、甲市福祉事務所から送付された書類一式のうち扶養義務者の氏名等審査請求人の個人情報に関する記載並びに医師の氏名及び印影、医療要否意見書のうち記載した医師（院長を除く。）の氏名及び印影並びに嘱託医の印影、給付要否意見書のうち記載した医師（院長を除く。）の氏名及び印影並びに嘱託医の印影、開始

記録票のうち扶養義務者の続柄、氏名、年齢、住所、電話番号、扶養照会及び親族関係に係る記載（以上を総称して、以下「非開示情報1」という。）については、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号に該当し、非開示とした。

イ 扶養に関する届出書の記載欄（以下「非開示情報2」という。）については、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれ、その内容は、審査請求人に対する心情等も含まれ、個人の機微にわたる情報であることから、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、本号に該当し、非開示とした。

ウ 非開示情報1のうち、面接記録票の親族関係に係る記載、開始記録票の親族関係に係る記載については、審査請求人に対する心情等も含まれ、個人の機微にわたる情報であることから、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第22条第4号の該当性について

ア 非開示情報1のうち白あり被害の調査報告書の調査人の肩書及び同報告書に記載の調査報告（以下「非開示情報3」という。）について、これらの情報が記載されている白あり被害の調査報告書は、審査請求人の家屋の状態に関する貸主からの調査報告であり、家屋の貸主である法人から実施機関に直接送付されてきたものであるため、審査請求人の知らない内容が記載されており、審査請求人に開示することにより審査請求人と家屋の貸主の賃貸借関係等に影響を及ぼし、家屋の貸主である法人の利益を害するおそれがあるため非開示とした。

イ また、29条調査に対する回答に記載された一般公開されていない回答元の電話番号等、回答元社印等の印影、依頼した事項以外の情報（これらを総称して、以下「非開示情報4」という。）のうち一般公開されていない回答元の電話番号等については、一般の顧客からの直接の架電があることを想定しておらず、開示することで業務に支障が生じるおそれ、ひいては法人の利益が損なわれるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

回答元社印等の印影については、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、本号に該当し、非開示とした。

依頼した事項以外の情報は、回答元が負担軽減のためシステムから出力された帳票をそのまま回答として送付したため記載されている情報であり、被保護者にそのまま開示することは想定していない。また、システムに係る情報は法人固有の財産であり、依頼した事項以外の情報を開示することは法人の利益が損なわれるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(3) 条例第22条第5号の該当性について

甲市福祉事務所から送付された書類一式のうち審査請求人以外の口座情報、見積書のうち法人代表者印の印影、委任状のうち法人振込先口座と法人代表者印の印影（これらを総称して、以下「非開示情報5」という。）については、開示することにより、当該法人等の財産権が侵害されるおそれがあり、本号に該当し、非開示とした。

(4) 条例第22条第7号の該当性について

ア ケース診断会議録及び保護決定調書のうち格付、開始記録票のうち訪問格付及び(格付の)根拠並びに生活保護相談票のうち審査請求人及び審査請求人の子に対する所見等に係る記載（これらを総称して、以下「非開示情報6」という。）については、審査請求人及び審査請求人の子に対する評価、診断、判定、指導等に関する個人情報であり、これらの情報を開示すると審査請求人の認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるため、非開示とした。

イ ケース記録のうち関係機関から得た情報並びに生活保護相談票のうち関係機関から得た審査請求人及び審査請求人の子に係る記載（これらを総称して、以下「非開示情報7」という。）については、生活保護事務を進める中で、関係機関から収集した情報、関係機関との調整の経過であって、当該関係機関としては実施機関に提供したこれらの情報や調整内容が要保護者である審査請求人に開示されるとは想定していない。したがって、これらの情報を審査請求人に開示すると、実施機関との信頼関係が損なわれ、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。また、関係機関と審査請求人の信頼関係にも影響を及ぼし、関係機関の業務にも支障が生じることが考えられるため、本号に該当し、非開示とした。

ウ 非開示情報1のうち、医療要否意見書及び給付要否意見書の嘱託医の印影については、嘱託医は氏名を開示することを前提として業務を受託しておらず、開示

した場合は生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあり、本号に該当する。また、横浜市では区の生活支援課においても被保護者に対し、嘱託医の氏名等を伝えることはしていない。嘱託医は医療扶助の適正実施の観点から、適切な受診かどうかの判断をし、結果的に医療扶助の適用を認めない等、被保護者が望まない判断をせざるを得ないことがあり、嘱託医の氏名を開示すると、嘱託医の判断が了解できない者からの嘱託医への直接的な働きかけなどにより、医療扶助の要否の適正な判断を行うという嘱託医の業務に支障が生じるおそれがある。このような働きかけが生じることを懸念して、医師が嘱託医の委嘱を忌避するなどの事態が生じ得る。その結果、嘱託医の確保が困難となり、生活保護の医療扶助の適正実施に支障が生じるおそれがあり、本号に該当する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

本件処分を取り消し、世帯台帳のうち民生委員の電話番号並びに29条調査に対する回答のうち一般公開されていない回答元電話番号等及び回答元社印等の印影を除いて本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。

5 審査会の判断

(1) 生活保護に係る事務について

横浜市の生活保護事務は、各区に設置された福祉保健センターにおいて実施されている。福祉保健センター長は、生活保護の申請があり、保護決定を行った場合、生活保護法施行細則（昭和31年10月横浜市規則第79号）に基づき、申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて生活保護ケースファイルを作成している。

生活保護事務を進める中では、その給付内容の一つである医療扶助の適正な実施や要保護者の疾病改善に向けての指導援助、さらには傷病を理由とした要保護者の稼働能力の有無の確認を目的として、担当ケースワーカーが当該要保護者の主治医から直接聞き取りを行う病状調査が行われることがある。また、生活保護の決定及び実施に当たり、特に複雑かつ困難な問題を有するケースについての援助方針又は援助方針に基づく具体的な措置内容等について審査検討する場合には、福祉保健センター内の会議としてケース診断会議が開催されている。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人に対して生活保護を実施する上で作成された生活保護ケースファイル一式であり、保護申請書等申請に係る書類、世帯台帳、保護決定調書、生活保護相談票、面接記録票、開始記録票、ケース記録、ケース診断會議録、住宅維持費の申請に係る取扱業者からの見積書及び委任状、29条調査に対する回答、白あり被害の調査報告書、年金調査結果表、扶養に関する届出書、医療要否意見書、給付要否意見書、甲市福祉事務所から送付された書類一式等で構成されている。

実施機関は、本件保有個人情報のうち、非開示情報1及び非開示情報2は条例第22条第3号に、非開示情報1のうち白あり被害の調査報告書の調査人の肩書、非開示情報3及び非開示情報4は同条第4号に、非開示情報5は同条第5号に、非開示情報6、非開示情報7並びに非開示情報1のうち医療要否意見書及び給付要否意見書の嘱託医の印影は同条第7号に該当するとしてそれぞれ非開示としている。

これに対して、審査請求人は、非開示情報1のうち民生委員の電話番号並びに非開示情報4のうち一般公開されていない回答元電話番号等及び回答元社印等の印影を除く部分について開示を求めている。

そこで、以下、審査請求人が開示を求めている部分について、本件処分の妥当性を検討する。

(3) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、非開示情報1及び非開示情報2については、本号本文に該当し、

非開示としたと主張している。

ウ 当審査会が見分したところ、非開示情報1（世帯台帳の民生委員の電話番号を除く。以下同じ。）及び非開示情報2については、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文前段に該当する。

エ 次に、本号ただし書の該当性について検討する。

(ア) 非開示情報1には、医療要否意見書及び給付要否意見書の嘱託医の印影が含まれる。当審査会において見分したところ、当該印影は嘱託医の氏を表していた。

非開示情報1に係る嘱託医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の公務員であって、実施機関が要保護者の医療扶助を決定し、及び実施するに当たっての専門的判断及び必要な助言指導を行う重要な職責を担っていることが認められる。そうすると、医療要否意見書及び給付要否意見書という当該職務の遂行に係る情報に含まれる当該嘱託医の氏名については、慣行として要保護者が知ることが予定されているというべきである。

したがって、嘱託医の氏を表す印影は、本号ただし書アに該当する。

なお、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1241号においても、医療要否意見書の嘱託医の氏名及び印影については、同様に本号ただし書アに該当すると判断している。

(イ) 非開示情報1のうち、医療要否意見書及び給付要否意見書を記載した医師（院長を除く。）の氏名及び印影並びに別表1に示す部分は、既に開示している情報等からも明らかに要保護者の担当医師や主治医の氏名又は印影である。これらは慣行として要保護者である本人開示請求者が知ることができる情報であって、本号ただし書アに該当する。

(ウ) 非開示情報1のうち白あり被害の調査報告書に記載された調査人の氏名及び肩書の情報の本号ただし書の該当性を検討するに当たり、白あり被害の調査報告書について実施機関に確認したところ、審査請求人に住居を賃貸している法人が、当該住居の状況について調査した報告書であるとのことであった。当審査会で審査請求人に係る生活保護ケースファイルの資料を見分したところ、賃貸人との関係では不動産の修繕費を賃借人である審査請求人が負担することを

前提に行われた調査の報告書であり、当該報告書は審査請求人宛てに作成されていた。そうすると当該文書に記載されている情報は、審査請求人が知ることが予定されている情報であると認められる。

よって、非開示情報1のうち白あり被害の調査報告書に記載された調査人の氏名及び肩書の情報は、慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であり、本号ただし書アに該当する。

(エ) 非開示情報1のうち、別表2に示す部分に記載された情報は、審査請求人の扶養義務者の氏名、続柄、年齢である。これらの情報は、審査請求人が、戸籍謄本、戸籍抄本及び戸籍の附票の写し（以下「戸籍謄本等」という。）を請求すれば知ることができる情報であって、法令等の規定により本人開示請求者が知ることができる情報である。

したがって、当該情報は本号ただし書アに該当する。

(オ) 非開示情報1及び非開示情報2に含まれる扶養義務者の氏名、続柄、年齢のうち、別表2を除く部分については、開示すると、他の情報と組み合わせること等により、審査請求人が戸籍謄本等を請求しても知ることのできない情報を開示することとなることが認められる。

したがって、当該情報は本号ただし書アには該当しない。

また、非開示情報1及び非開示情報2に含まれる扶養義務者の住所は、戸籍謄本等に記載されている情報であるとは限らないため、本号ただし書アには該当しない。

(カ) 非開示情報1及び非開示情報2のうち、その余の部分は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第22条第4号の該当性について

ア 条例第22条第4号では、「法人等に関する情報又は本人開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、非開示情報3及び非開示情報4については、本号アに該当し、非開示としたと主張している。また、非開示情報1のうち白あり被害の調査報告書の調査人の肩書について、条例第22条第3号のほか、本号にも該当すると主張し

ている。

ウ 実施機関は、白あり被害の調査報告書について、審査請求人の住居の貸主である法人から実施機関に直接送られてきたと説明しているが、前述(3)エ(ウ)のとおり、当該文書に記載された情報は、審査請求人が知ることが予定されている情報であるといえる。そうすると、非開示情報1のうち白あり被害の調査報告書に記載の調査人の肩書及び非開示情報3を開示しても、審査請求人と当該法人の関係に影響を与え当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるとはいはず、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないとため、本号には該当しない。

エ 非開示情報4のうち、依頼した事項以外の情報については、当審査会が見分したところ、回答した法人の内部で管理するシステムに係る情報であり、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当する。

(5) 条例第22条第5号の該当性について

ア 条例第22条第5号では、「開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、当該保有個人情報を開示しないことができるることを規定している。

イ 実施機関は、非開示情報5については、本号に該当し、非開示としたと主張している。

ウ 非開示情報5を当審査会が見分したところ、確かに、法人代表者印の印影及び法人の振込先口座情報が記録されていた。これらを開示すると当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

(6) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができるることを規定している。

イ 実施機関は、非開示情報6、非開示情報7並びに非開示情報1のうち医療要否意見書及び給付要否意見書の嘱託医の印影については、本号に該当し、非開示としたと主張している。

(ア) 非開示情報6のうち、ケース診断会議録及び保護決定調書の格付、開始記録

票の訪問格付及び(格付の)根拠は、当審査会が見分したところ、福祉保健センターが生活保護事務を進めるに当たり、担当ケースワーカーその他の福祉保健センター職員の審査請求人に関する率直な評価、判定等を記載したものであると認められる。

これらの情報を審査請求人に開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

なお、実施機関が非開示情報6として主張する生活保護相談票の審査請求人及び審査請求人の子に対する所見等に係る記載については、当審査会が見分したところ、関係機関から得た審査請求人及び審査請求人の子に係る記載であることが認められるため、非開示情報7に含まれる情報として次の(イ)において判断することとする。

- (イ) 非開示情報7は、当審査会が見分したところ、福祉保健センターが生活保護事務を進める中で、関係機関から協力を得て収集した情報や必要に応じて関係機関と調整した経過の記録である。関係機関としては、実施機関に提供した情報及び実施機関との調整内容が要保護者である審査請求人に開示されると想定していないと考えられる。このような情報を開示すると、今後、関係機関の協力が得られなくなるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。
- (ウ) 非開示情報1のうち、医療要否意見書及び給付要否意見書の嘱託医の印影については、嘱託医は、医療扶助の適正実施の観点から、適切な受診かどうかの判断をし、結果的に医療扶助の適用を認めない等、被保護者が望まない判断をせざるを得ないことがあり、嘱託医の氏名を開示すると、嘱託医の判断が了解できない者からの嘱託医への直接的な働きかけなどにより、医療扶助の要否の適正な判断を行うという嘱託医の業務に支障が生じるおそれがあり、このような働きかけが生じることを懸念して、医師が嘱託医の委嘱を忌避するなどの事態が生じた結果、嘱託医の確保が困難となり、生活保護の医療扶助の適正実施に支障が生じるおそれがあると実施機関は主張している。

嘱託医の行う医療要否意見書等の適・不適の判断は医療扶助要否判断に係る重要な判断であることは認められるが、実施機関に確認したところ、医療扶助

の要否判断は、嘱託医の判断を踏まえて実施機関として総合的に判断するとのことであり、嘱託医の印影を開示しても、嘱託医に対し直接的な働きかけ等何らかの圧力が加えられる蓋然性が高くなるような事情は認められない。

したがって、そういった何らかの圧力に対する懸念等から適正な判断ができなくなるおそれや委嘱を忌避するなどの事態が生じるおそれがあるとまでは認められず、本号柱書には該当しない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を条例第22条第3号、第4号、第5号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、医療要否意見書及び給付要否意見書の嘱託医の印影、医療要否意見書及び給付要否意見書を記載した医師の氏名及び印影、白あり被害の調査報告書並びに別表1及び別表2に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

別表1 実施機関が甲市福祉事務所から送付された書類一式について条例第22条第3号に該当するとして非開示とした主治医の氏名に係る部分のうち、当審査会が開示すべきと判断した部分

文書名		該当箇所
ケース記録票	22頁目	記事欄 15行目の13文字目から16文字目まで
	38頁目	1行目の5文字目から7文字目まで
	43頁目	3行目の5文字目から7文字目まで
病状調査回答書（外来）、病状調査回答書及び病状調査票（外来）		主治医名及び印影

(注意)

- 1 ケース記録票（面接記録や訪問記録、保護の決定・変更等の生活保護事務に必要な事項が時系列に記録されている。）の特定年12月27日の記録から始まる頁を1頁目とする。
- 2 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。罫線、押印欄及び空白は行、文字数に数えない。

別表2 実施機関が条例第22条第3号に該当するとして非開示とした扶養義務者に係る部分のうち、当審査会が開示すべきと判断した部分

文書名		該当箇所
面接記録票		「扶養義務者の状況」欄の続柄、氏名及び年齢
甲市福祉事務所から送付された書類一式	保護台帳	「扶養義務者の状況」欄の氏名、続柄及び年齢
	ケース記録票 41頁目	7行目の45文字目から8行目7文字目まで
	45頁目	16行目の4文字目から7文字目まで

(注意)

- 1 ケース記録票（面接記録や訪問記録、保護の決定・変更等の生活保護事務に必要な事項が時系列に記録されている。）の特定年12月27日の記録から始まる頁を1頁目とする。
- 2 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。罫線、押印欄及び空白は行、文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 29 年 11 月 15 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成 29 年 12 月 19 日 (第310回第一部会)	
平成 29 年 12 月 21 日 (第225回第三部会)	・諮問の報告
平成 29 年 12 月 22 日 (第328回第二部会)	
平成 30 年 8 月 28 日 (第318回第一部会)	・審議
平成 30 年 9 月 25 日 (第319回第一部会)	・審議
平成 30 年 11 月 27 日 (第321回第一部会)	・審議
平成 30 年 12 月 18 日 (第322回第一部会)	・審議
平成 31 年 2 月 20 日 (第324回第一部会)	・審議
平成 31 年 3 月 26 日 (第325回第一部会)	・審議
平成 31 年 4 月 12 日	・実施機関から弁明書（追加）の写しを受理
平成 31 年 4 月 16 日 (第326回第一部会)	・審議
令和元年 5 月 24 日 (第327回第一部会)	・審議
令和元年 6 月 21 日 (第328回第一部会)	・審議
令和元年 7 月 23 日 (第329回第一部会)	・審議
令和元年 8 月 27 日 (第330回第一部会)	・審議
令和元年 9 月 24 日 (第331回第一部会)	・審議